

『林業現場安全パトロール』を実施

～ 死亡災害の再発防止のために ～

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）及び鳥取労働基準監督署（署長 まるやま ひろき 丸山 裕毅）は、平成26年10月30日（木）、鳥取森林管理署、鳥取県、林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部とともに、八頭郡にある林業現場の安全パトロールを実施しました。

林業では、去る10月8日（水）に鳥取市内で作業中の労働者が林内作業車で木材を運搬中に、林道から転落して死亡する労働災害が発生したとされており、再発防止対策が求められています。

今回のパトロールでは、冒頭、鳥取労働局労働基準部健康安全課の片山竜次安全専門官が林業における労働災害発生状況及び死亡労働災害の概要説明を行い、併せて、再発防止対策の徹底を呼びかけました。



現地にて、発注者（左）から作業概要等の説明を受けるパトロールの参加者

続いて、鳥取森林管理署、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、林業・木材製造業労働災害防止協会の職員とともに、林業現場の安全パトロールを行いました。



車両系木材伐出機械（フォワーダ）



パトロールの様子



伐倒作業の様子



パトロールの様子

最後に、林業現場における労働災害防止対策について協議し、鳥取労働基準監督署の野口聡安全衛生課長から、

- ① 作業道の幅を十分に取ること。
- ② 足下の悪い沢状の場所を渡る際には、適切な作業道を設けること。
- ③ 車両系木材伐出機械等を使用する場合には、事前に作業計画を作成し、作業者間で周知を徹底した上で、十分な作業通路及び作業空間を確保すること。
- ④ 定められた作業方法等を遵守すること。

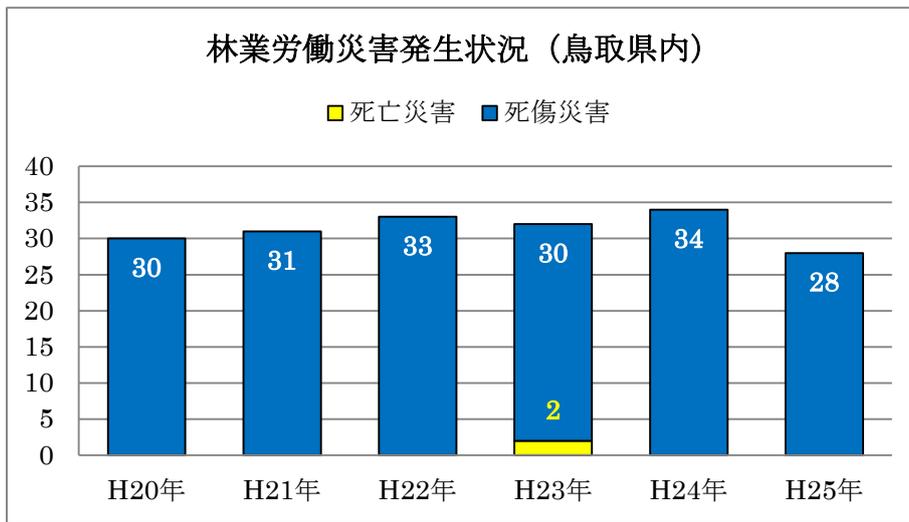
などの安全対策を指導しました。



パトロールの最後に、講評を行う野口課長（右）

鳥取県内の林業においては、毎年 30 人を超える労働災害が発生していましたが、昨年は 28 人で、一昨年に比べて 6 人（17.6%）減少しました。また、平成 26 年 9 月末現在では、昨年に比べてさらに 4 人（△22.2%）減少しています。死亡災害は、平成 23 年に 2 人発生しています。

平成 26 年の鳥取県内における死亡労働災害は「ゼロ」で推移していましたが、去る 10 月 8 日に発生した災害は、今年に入って初めての死亡災害となったので、パトロールに参加した関係機関及び団体は、この死亡災害を重く受け止め、林業現場における死亡労働災害の再発を防止するために、安全対策の強化を図ることを事業者へ指導していきます。



なお、平成 26 年 6 月の労働安全衛生規則の改正により、木材伐出機械等も規制の対象になりました。

木材伐出機械等を使用して作業を行う事業者の皆さまへ

平成26年6月1日に、改正「労働安全衛生規則」が施行され、木材伐出機械等も規制の対象になりました

平成26年6月1日から、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械（以下「車両系木材伐出機械」という）、簡易架線集材装置は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の木材伐出機械等として、新たに規制の対象となりました。これまでは、木材伐出機械等のうち、機械集材装置、選材索道について安衛法令が適用されていましたが、車両系木材伐出機械による休業4日以上の死傷災害が増加傾向にあり、死亡災害など重篤な災害の割合が高くなっていることから、新たに規制の対象としました。改正「労働安全衛生規則（安衛則）」のポイントをまとめましたので、木材伐出機械等の安全な使用のためにお役立てください。

規制対象となった木材伐出機械等

伐木等機械

伐木、選材や原木・薪炭材（以下「原木等」という）の集積を行うための機械で、動力を備え、不特定の場所に自走できるもの

- フェローパンチャー**▶ 原木と原木との集積を行う機械
- ハーベスタ**▶ 伐木、集積し、玉切りと原木玉の高圧を行う機械
- プロセッサ**▶ 集積し、玉切りと原木玉の高圧を行う機械
- 木材クワッパ**▶ 木材用のつかみ足（以下「木材クワッパ」という）とブーム・アームを備えた機械（以下「木材クワッパ装置」という）により原木玉を集積する機械
- クワッパロー**▶ 玉切りと原木玉の高圧を行う機械

走行集材機械

玉切りの集積により集材を行うための機械で、動力を備え、不特定の場所に自走できるもの

- フォワード**▶ 木材クワッパ装置と玉切機を備え、木材クワッパ装置により原木玉の玉切り後の集積を行い、集積の集積により原木玉を運送する機械
- スキッド**▶ ブル・ドーザー、トラック・ショベルなどのベースマシンとし、木材クワッパ装置より原木玉の一部を集積し、集積の集積により原木玉を運送する機械
- 集材車**▶ 原木玉を集積しに集積し、集積の集積により集積の集積により原木玉を集積する機械
- 集材用トコター**▶ ブル・ドーザー、トラック・ショベルなどのベースマシンとし、木材クワッパ装置より原木玉の一部を集積し、集積の集積により原木玉を運送する機械

規制対象となった木材伐出機械等

架線集材機械

動力を備えて原木等を巻き上げることにより、原木等を運送するための機械。動力を備え、不特定の場所に自走できるもの

- タワーヤード**▶ 高さ3メートル以上のドラムのあるワインチを備え、架線集材装置により原木玉のワインチで巻き上げて集材を行う機械
- スイングヤード**▶ スイングヤード、木材クワッパ装置などによりドラムの下部から集材の位置に1つのドラムのワインチを備え、架線集材装置により原木玉のワインチで巻き上げて集材を行う機械
- 集材ワインチ機**▶ ドラム・ショベル、木材クワッパ装置などのドラムの下部から集材の位置に1つのドラムのワインチを備え、架線集材装置により原木玉のワインチで巻き上げて集材を行う機械

簡易架線集材装置

集材機、架線、巻線、支柱とこれらに附属する物と構成され、動力を備えて、原木等を巻き上げ、架線集材装置の一部が地面に接した状態で運送する機械

機械集材装置

集材機、架線、巻線、支柱などで構成され、動力を備えて、原木等を巻き上げ、空中で運送する機械

選材索道

架線、巻線、支柱などで構成され、原木等を一定の区間、空中で運送する機械

【木材伐出機械等による労働災害の実状状況】

労働災害発生状況の推移

労働災害発生状況の推移

年次	車両系木材伐出機械等	木材伐出機械等
H18	103	94
H19	94	84
H20	103	84
H21	105	84
H22	107	81
H23	107	81
H24	91	81
H25	81	81

平成23年労働災害発生状況

木材伐出機械等による労働災害は、休業4日以上の死傷災害であるとは異なる特徴のある労働災害の約4%であるが、死亡災害である約16%であり、重篤な災害の割合が高い。

労働災害発生状況	死者数	死傷者
林業における労働災害	2,219人	38人
木材伐出機械等による労働災害	87人	8人
伐木等機械による労働災害	39人	2人
走行集材機械による労働災害	21人	3人
簡易架線集材装置による労働災害	9人	0人
機械集材装置による労働災害	18人	1人
木材伐出機械等による労働災害の林業における労働災害に占める割合	4%	16%